

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 2
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認の変更【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 3
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 4

◇ 公 告

- 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】 5

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の相手方の決定（2 件）【上下水道局水道部穴生浄水所】 6

北九州市告示第 3 7 5 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 2 の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
キッズライン（ 桑原優香）	認可外 保育施 設	居宅訪問型保 育事業の所在 地は個人情報 のため公示し ておりません 。	桑原優香	令和 8 年 7 月 1 7 日
キッズライン・ キズナシッター （岡本阿由美）	認可外 保育施 設	居宅訪問型保 育事業の所在 地は個人情報 のため公示し ておりません 。	岡本阿由美	令和 8 年 8 月 1 7 日

北九州市告示第 3 7 6 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 2 の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認の変更を行ったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
アニマルクラブ	認可外 保育施設	北九州市小 倉北区鍛冶 町二丁目 1 番 7 号 2 0 1 号室	合同会社 ち え丸	令和 8 年 7 月 1 日

北九州市告示第 3 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の収納について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
名称	住所			
日ノ出町町 内会 長田 紀俊	北九州市八 幡西区木屋 瀬五丁目 1 番 3 3 号	令和 8 年 9 月 2 4 日	令和 8 年 9 月 2 4 日	令和 8 年 9 月 2 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 7 2 3 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により令和 8 年 7 月 3 1 日北九州市公告第 5 6 2 号で公告した北九州市農業振興地域整備計画を同法第 1 3 条第 1 項の規定により変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市上下水道局公告第 1 3 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 6 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

- 1 物品等の名称及び数量
穴生排水処理場 加圧脱水機用整備部品 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部穴生浄水所
北九州市八幡西区鷹の巣三丁目 1 0 番 1 6 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 8 年 8 月 6 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
石垣メンテナンス株式会社北九州営業所
北九州市八幡東区山路一丁目 2 0 番 1 2 号
- 5 契約金額
5, 5 0 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市上下水道局公告第 1 3 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 6 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

- 1 物品等の名称及び数量
伊佐座排水処理場 脱水機用部品 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部穴生浄水所
北九州市八幡西区鷹の巣三丁目 1 0 番 1 6 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 8 年 8 月 6 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
石垣メンテナンス株式会社北九州営業所
北九州市八幡東区山路一丁目 2 0 番 1 2 号
- 5 契約金額
6 , 4 9 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため